

京都府指定 乙訓福祉会・居宅介護従業者（障がい者ヘルパー）養成研修

2024 年度 第 1 期 重度訪問介護従業者課程 実施要綱

（重度訪問介護従業者養成研修基礎課程 及び 重度訪問介護従業者養成研修追加課程）

社会福祉法人 乙訓福祉会の公益事業、「居宅介護従業者(障がい者ヘルパー)養成研修事業」の一環として実施予定の研修課程の要綱を、以下に示します。

1. 研修課程名称

「乙訓福祉会居宅介護従業者養成研修事業 2024 年度 第1期 重度訪問介護従業者課程」

（京都府知事指定：令和7年1月24日付7障第186号研修）（以下、この研修）とします。

2. 事業実施主体、及び事業実施の目的

社会福祉法人 乙訓福祉会（以下、当会）、「乙訓福祉会・ライフサポート事業所 居宅介護従業者養成研修部門」が主体となり、地域で生活する障害のある方を支える居宅介護従業者（障がい者ヘルパー）の養成を目的に事業を実施致します。

3. 開講課程

「障害者総合支援法」及び、『指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの』（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 538 号）第 1 条 3 項に基づく、重度訪問介護従業者養成研修の「基礎課程」（10 時間）、及び「追加課程」（10 時間）の併修課程を開講いたします。

尚、この研修の修了後は、「障害者総合支援法」に基づく居宅介護従業者（障がい者ヘルパー）として、障害支援区分4以上で全身性障がいのある方への「重度訪問介護」、及び 各市町村が実施する全身性障がいのある方への「移動支援(ガイドヘルプ)事業」の従業者としてご活躍いただけます。

4. 受講資格

①障がいのある方の地域での生活支援に対して熱意があり、原則として、当会の運営する「乙訓福祉会・ライフサポート事業所 居宅介護等部門」においてヘルパーとして従業を希望される、15 歳以上の方とします。（研修の受講が、乙訓福祉会・ライフサポート事業所での従業を強要するものではありません）

②2日目の車椅子での外出介護実技実習では、研修会場の乙訓の里周辺の距離約4km を2～3時間かけて徒歩で移動することとなりますので、体力面に問題のない方とします。

5. 実施期日

学科研修は2025年2月22日(土)、23日(日)午前、実習を2月23日(日)午後（移動実習）及び2025年2月24日(月)～3月28日(金)迄の間においての任意の1日（生活支援介護実技実習）の合計3日間(20時間)開講いたします。

6. 定員 受講定員は概ね3名から24名程度とします。

7. 受講費用

受講費用総額は、学生7,000円(税込)、一般10,000円(税込)といたします。

なお、この費用には、講義・演習時に使用する資料(約70ページ)などの教材費、実習費、賠償責任保険料等すべて含まれています。

8. 欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い

補講については実施いたしません。

9. 使用テキスト等

各講師が作成したテキストを使用します。

10. 研修カリキュラム…別紙に示します。

11. 講師氏名一覧

以下の講師が、科目毎に分担しながら実施するものといたします。

研修講師

- ・玉谷 和宏 (乙訓福祉会研修担当/介護福祉士)
- ・坂本 忍 (乙訓福祉会/社会・介護・精神保健福祉士)
- ・畑 秀和 (乙訓福祉会/介護福祉士)
- ・石田 量子 (乙訓福祉会/介護福祉士)
- ・中山 裕介 (乙訓福祉会/介護福祉士)
- ・岡田 洋之 (乙訓福祉会/介護福祉士) *
- ・長谷川 修 (乙訓福祉会/介護福祉士)
- ・満田 大資 (乙訓福祉会/介護福祉士)

- ・田中 幸子 (乙訓福祉会/介護福祉士) *
- ・並川 華子 (乙訓福祉会/社会・介護福祉士)
- ・中川 法明 (乙訓福祉会/介護福祉士) *
- ・藤原 智子 (乙訓福祉会/介護福祉士) *
- ・阿部 恵里子 (乙訓福祉会/社会・介護福祉士)

12. 研修会場（当会ホームページ <http://www.otokunifukushikai.com/> 内の地図参照）

基本的には、当会の乙訓の里（京都府長岡京市下海印寺川向井 20-3）を中心に実施します。また実習については、事前調整の上当会運営の、下記の事業所の何れかにおいて実施致します。

《バス登録希望の方》 福祉ホーム「ハイツ竹とんぼ」（長岡京市金ヶ原平井24 / JR長岡京駅西口、もしくは阪急長岡天神駅より阪急バス「[1]系統もしくは[3]系統：金ヶ原・円明寺ヶ丘（循環）」に乗車（1時間4～5本程度）で「金が原中バス停」下車徒歩3分）、もしくは 当会契約の利用者様の自宅…等

《上記以外の方》 身障者対象通所施設（生活介護）「乙訓の里」

13. 研修修了の認定方法および修了証の発行について

全科目受講修了が、要件となります。遅刻・早退をされた場合は認定されませんのでご注意ください。

研修修了者には「修了証☆」が交付され、前述のように「障害者総合支援法」に基づく、重度訪問介護従業者や、全身性障がい者への移動支援従事者等としての業務に携ることが可能となります。

尚、この研修の修了者は、当法人が管理する修了者名簿に記載され、内容が京都府に共有されることにご了解願います。

14. 参加申し込みの方法について

重度訪問介護従業者養成研修申込書にすべての事項を入力して頂き、遅くとも2月18日(火)迄に、下記のEメールアドレスにお申し込みください。 ※Eメールでの申し込みが不可能な方は、下記にご連絡下さい。

なお、受講は原則、当事業所への登録希望のある方を優先に、先着順とさせていただきます。

<お問い合わせ先> 社会福祉法人 乙訓福祉会

乙訓福祉会・ライフサポート事業所（研修担当：玉谷、楨内）

〒617-0836 京都府長岡京市今里西ノ口17-9

ファックス (075)874-6510 電話 (075)874-7373

ホームページ <http://www.otokunifukushikai.com/>

Eメール lifes.otokunif@iaa.itkeeper.ne.jp